

# 令和5年度予算編成方針

琴浦町長 福本 まり子

## 1 重点項目

- (1) 子育てに関する対策
- (2) コミュニティの醸成活動
- (3) 防災・災害対応
- (4) ゼロカーボン（環境対策）
- (5) 公共施設の修繕整備
- (6) 交流

## 2 要求にあたって特に留意する事項

- (1) **まちづくりビジョンの将来像の実現及び社会ニーズに沿った斬新的な事業展開**  
「琴浦まちづくりビジョン（第3次琴浦町総合計画）」の将来像を実現する事業展開のほか、SDGs、脱炭素(GX)、DXなど社会情勢を踏まえ住民の福祉を増進する事業展開を行うこと。また、まちづくりビジョンの将来像を実現するため「琴浦町過疎地域持続的発展計画」、「第2期琴浦町まち・ひと・くらし総合戦略」を必要に応じて見直して事業展開を行うこと。
- (2) **町民ニーズの丁寧な収集と対応**  
自治会や各種団体等、町民からの要望(ニーズ)を丁寧に聴き、町民の生活をより便利に、より早く、より暮らしやすくする政策立案を行うこと。
- (3) **大胆な事業見直し**  
人口減少、社会ニーズの変化を踏まえ、直面する課題と10年20年先の目標を見据えて真に必要な事業かを精査し、前例にとらわれず大胆なビルドアンドスクラップにより事業を見直すこと。事業の見直しにあっては、事業の本来の成果目標(目的)を再確認し、事業の成果を最大化する手法へ見直すことが必要である。
- (4) **行財政改革**  
行財政改革として内部の効率化は「やって当たり前」と認識の上、内部経費の効率化による住民サービスの向上を図ること。また、外部の知見はそのまま導入するのではなく、職員自ら精査、検証したうえで実行すること。
- (5) **資源の有効活用と無駄の削減**  
人口減少により行政内部も経営資源である職員(ヒト)が減少する中で、持続可能な行政のための改革を進めるとともに、遊休地や公共施設(モノ)の整理、有効活用による地域資源の磨き上げによる持続可能なまちづくりに必要な事業展開を図ること。

## (6) 財源確保

国県支出金、地方債、制度改正などに関する情報収集を積極的に行い、活用可能な財源を確保するとともに、ふるさと納税の推進をはじめ企業版ふるさと納税など、あらゆる歳入確保策を展開すること。

## (7) 広域連携・共同化

広域的に取り組むべき課題については、県を含め周辺自治体との連携実施を模索すること。また、広域で取り組む事業について二重行政を廃止し、分かりやすい住民サービスとするとともに、無駄はないか見直すこと。

# 3 国及び町の現状・財政状況

## (1) 国の状況

国は「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、民需に力強さを欠く状況にある中、海外への所得流出を伴う物価高騰に直面している現状などを踏まえ、当面、2段階のアプローチで万全の対応を行うこととしている。その内容は、第1段階として、まずはウクライナ情勢に伴う原油・原材料、穀物等の国際価格の高騰などに対する緊急対策によりコロナ禍からの回復を確かなものとしていき、第2段階として骨太方針 2022 や新しい資本主義に向けたグランドデザイン・実行計画をジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具体化し実行することとしている。

令和5年度予算編成に向けた考え方として、成長と分配の好循環に向けた動きを確かなものとするとともに「新しい資本主義」の実現に向けて、「人への投資」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップへの投資」、「GX への投資」、「DX への投資」の分野について、計画的で大胆な重点投資を官民連携の下で推進することとしている。

一方、地方財政収支の仮試算では、地方一般財源総額は0.8兆円の増額を見込んでいるが、地方交付税及び臨時財政対策債の両者を併せた実質的な交付税は、0.4兆円の減と試算されており、税収基盤が脆弱な本町は、地方交付税等を含めた一般財源の動向は極めて不透明な状況である。

## (2) 町の現状

本町は令和4年度に町全域が過疎地域指定を受けたことが示すとおり人口減少・少子高齢化及び財政力の低下がより深刻化している。この局面を打開するため「琴浦町過疎地域持続的発展計画」を策定するとともに、「第2期琴浦町まち・ひと・くらし総合戦略」の推進を行ってきたところである。また、令和4年度には「琴浦まちづくりビジョン（第3次琴浦町総合計画）」の策定を行い目指すまちづくりの姿（将来像）を町民と共有したところである。

町内の地域経済は、感染症の影響によりヒトの動きが停滞したことにより停滞が生じたほか、ウクライナ情勢の悪化に伴う物価高騰の影響により事業者及び町民の生活に大きな影響が生じている。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染拡大の防止対策に取り組むとともに町民及び町内事業者等の生活を守る経済対策に加え、デジタル化を含む各分野におけるポストコロナを見据えた取り組みを行ってきたところである。

また、町の行財政改革については、平成31年度から令和3年度にかけて第1次行財政改革（集中取組期間）として取り組み、これまでの行政サービスの体制、手法などの点検を行い、見直しを進めてきたところである。今後、人口減少・少子高齢化などにより町の経営資源はより一層の制約を受けることから策定を進めている第2次行財政改革プランに基づき行政機能のパフォーマンスを最大化する改革を進めていく必要がある。

## (3) 町の財政状況

令和3年度の決算を受けた町の財政状況は、第1次行財政改革プラン取組前の平成30年度

末より基金残高は0.3億円増加し、地方債残高は29.3億円の縮減が図られた。これにより将来負担比率は、71.3となり平成30年度より47.3ポイント改善してきたが、依然として県内町村でも高い水準であることから引き続き財政の健全化への取り組みに注力していく必要がある。

こうした中、人口減少に伴う地方交付税の減収、高い水準の公債費負担、社会保障費負担の漸増のほか、老朽化施設の統廃合や改修など財政運営の直面する課題は山積している。この行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを、客観的なデータを基にして「地域の未来予測」として整理し、資源制約の下でなにが可能なのか、どのような未来を実現したいのかの議論を重ね、ビジョンを共有し、事業の見直しや他市町との共同化などを進めるとともに、「選択と集中(捨象)」をより一層進め、財政の健全化を推進する必要がある。